

岩手県告示第238号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
  - （1） 住所 陸前高田市横田町字志田実3番地11
  - （2） 名称 株式会社長谷川建設
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで